

福井県 I o T 推進ラボ 規約

(名称)

第1条 本ラボは、福井県 I o T 推進ラボ（以下、「ラボ」という。）という。

(事務局)

第2条 ラボの共同事務局を福井県産業労働部創業・経営課および公益財団法人ふくい産業支援センターに置く。

(目的)

第3条 ラボは、事業の実施を通して県内企業等の I o T 利活用および新サービスの創出を推進し、もって県内産業の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本ラボは、前条の目的を達成するため、次の事業および活動を行うものとする。

- (1) I o T に関するセミナー・勉強会の開催
- (2) I o T に関する導入プロジェクト創出のための情報収集および情報発信
- (3) I o T に関する企業間のネットワーク形成
- (4) I o T に関するメンター派遣やビジネスマッチングの実施
- (5) その他、ラボの目的達成のために必要な事業および活動

(会員)

第5条 ラボの会員は、ラボの事業および活動に賛同する企業（個人事業主含む）、地方公共団体、教育機関、経済団体、産業支援機関、特定非営利活動法人、その他研究会の趣旨に賛同する組織等をもって構成する。ただし、福井県内に本社その他の事業所を有する企業等（以下、「県内企業等」という。）および県内企業等と協業できる県外企業等に限る。

(入退会)

第6条 ラボへの入会にあたっては、別に定める入会申込書を提出し、県の承認を得るものとする。

- 2 退会を希望する場合は、退会届（任意様式）を県に提出するものとする。
- 3 違法行為、公序良俗に反する行為等があった場合は、会員の資格を失うものとする。

(名義の使用)

第7条 事務局は、ラボ会員が主催する第4条に掲げる事業であって、公益性が認められる取り組みについては、「福井県I o T推進ラボ」の後援等での名義使用およびロゴマーク使用を認めることができる。

附則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

この規約の変更は、令和2年4月1日から施行する。